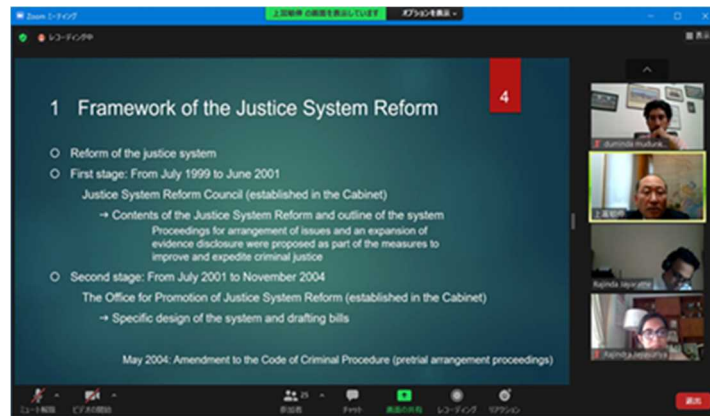


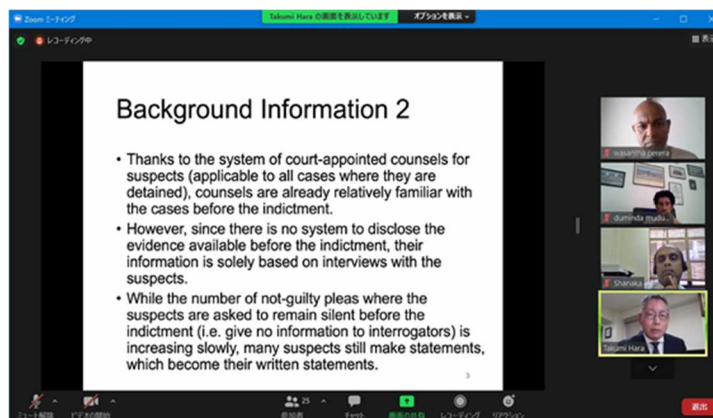
■第2回スリランカ本邦研修をオンラインで実施しました。

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」といいます。）は、2009年に終結した内戦の影響で刑事訴訟手続に深刻な遅延が生じており、JICAが刑事司法実務の改善を目的に2019年度から支援を開始し、ICDも研修等に協力しています。

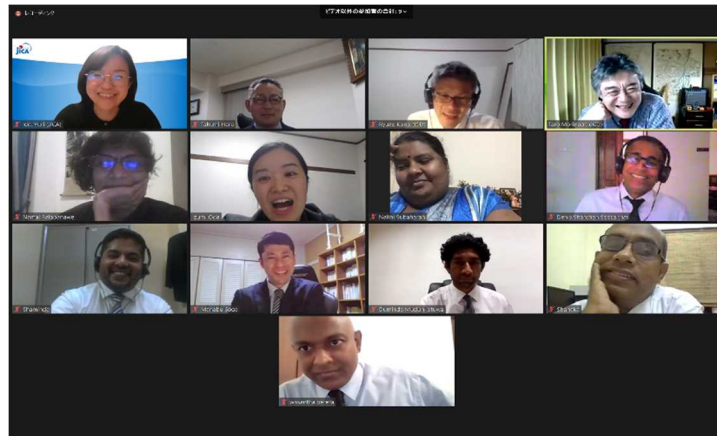
このたび、スリランカの司法省職員、裁判官、検事、弁護士など刑事司法に携わる法律実務家を対象に、2021年3月及び4月に合計4日間、昨年続く第2回本邦研修（以下「本研修」といいます。）をオンラインで実施しました。本研修では、日本の公判前整理手続の制度や刑事司法の実務を紹介したほか、刑事弁護の経験の豊富な弁護士とICD教官が参加するパネル・ディスカッションを行い、スリランカの研修参加者からもプレゼンテーションが行われました。



【法務総合研究所の上富敏伸所長による講義の様子】



【原琢己弁護士による講義の様子】



【意見交換の様子】

本研修で特に印象深かったのは、短期間、しかも非対面という制約の下でしたが、スリランカの裁判官、検事、弁護士が同じテーブルについて熱心に議論をしていた姿です。最後の振り返りの機会においては、参加者の1人から、「参加する前はオンライン研修の効果に懐疑的だったが、今は参加できたことを感謝している。」との感想が述べられる一幕もあり、研修参加者に本研修の成果を感じてもらうことができました。ICDとしては今後も、充実した研修を目指して一層努力してまいります。

最後になりましたが、講師の原先生、本研修にご協力いただいた各機関の方々に心より御礼申し上げます。

以上